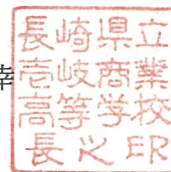


長崎県立壱岐商業高等学校告示第1号

地方自治法施行令（昭和22年政令第6号。以下「令」という。）第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき、一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等について次のとおり告示する。

令和7年10月15日

長崎県立壱岐商業高等学校長 戎野 和幸



1. 競争入札に付する事項

高度プログラミング技術者育成業務委託

2. 競争入札に参加することができない者

- (1) 令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者。
- (3) 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者。
- (4) 業務執行に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (5) 1年以上の営業実績を有しない者
- (6) この告示の日から入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
- (7) この告示の日から入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者

3. 競争入札参加者の資格要件

- (1) 本校及び現地で実施する講座日時について、前日までの日程変更等の連絡に対応できる体制を整えていること。
- (2) 児童・生徒・学生に対しての指導者について、入札日の前日から起算して2年以内に2件以上の受託実績があること。

4. 競争入札参加者の資格及び審査

- (1) 競争入札参加者の資格は、令第167条の5第1項に定める要件に基づき、(2)に掲げる事項について審査し、決定する。
- (2) 審査事項

- ア 年間売上高
- イ 営業年数
- ウ 従業員数
- エ 財務比率（純利益率、固定長期適合率、流動比率）
- オ 当該業務を行うにあたって必要となる許可・認可の状況
- カ 当該業務と同等の業務実績等の有無

5 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

（１）申請の期間

この告示の日から令和 7 年 10 月 24 日までの間（県の休日を除く）の 8 時 30 分から 16 時 30 分までとする。

（２）申請書の入手方法

申請書は、この告示の日から（５）に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

（３）申請書の提出方法

申請書に次の書類を添え、（５）に掲げる場所に提出すること。

- 1 誓約書（様式第 2 号）
- 2 法人にあっては、登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- 3 個人にあっては次の（ア）、（イ）及び（ウ）
 - （ア）本籍地の市町村長が発行する身元（分）証明書
 - （イ）所在地の市町村長が発行する住民票
 - （ウ）成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
- 4 県税に関し未納がないことを証する証明書
- 5 消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
- 6 印鑑届（様式第 3 号）
- 7 口座振替申込書（様式第 4 号）
- 8 業務に必要な許可、認可等を受けていることを証する書類の写し
- 9 当該業務と類似した業務について実績を証明する書類（入札日の前日から 2 年以内の実績を 2 件以上）（様式第 5 号）

※提出書類は原本とし、参加資格申請日より 1 月以内に発行されたものに限る。

（４）申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規定（昭和 22 年大蔵省令第 95 号）第 16 条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

(住所) 〒811-5533 壱岐市勝本町新城西触282

(名称) 長崎県立壱岐商業高等学校

(電話) 0920-42-0033

6 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書(様式第6号)により申請者あて通知(郵送)する。

7 資格の有効期限

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得した時から令和7年3月31日までとする。

8 資格の取り消し等

(1) 2の(1)又は(7)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。